

印刷会社 のための 知的財産

連載 第4回
裁判例紹介

事件名： 「脱ゴーマニズム宣言」 事件

—漫画の批判・反論を目的として、自著において当該漫画を複数カット採録した行為が、著作権法上の引用に該当するか否かが争われた事件—

東京高裁平成12年4月25日判決

平成11年(ネ)4783号

(原審：東京地裁平成11年8月31日判決
平成9年(ワ)27869号)

◆実務上のポイント

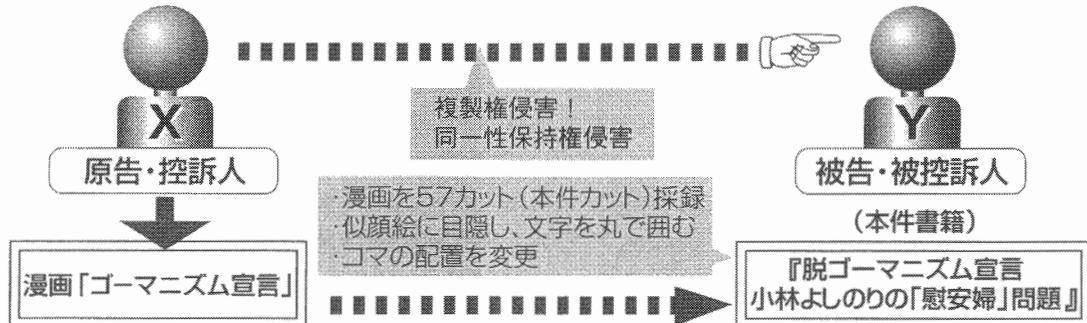
自己の著作物中に他人の著作物を引用する場合、①引用目的の正当性、②明瞭区分性、③主従関係の要件を満たし、かつ引用される著作物の出所を明示しなければなりません。また、引用される著作物の著作者の著作者人格権にも配慮が必要です。

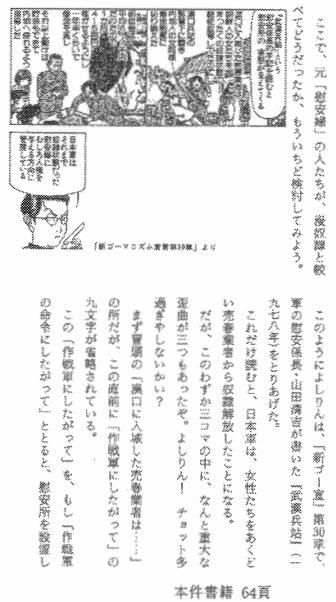
◆本件を取り上げた理由・趣旨

コンテンツの制作業務において、他人の著作物を一部取り込んで利用することは少なくありません。しかし、著作権法上の引用として認められるためには、一定の要件を満たす必要があります。本件は、他人の著作物である漫画のカットを自著において複数採録した行為が、著作権法上の引用に該当するか否かが争われた事件の控訴審であり、引用の要件を明確に示しています。

◆事件の概要

X（原告・控訴人）は、「小林よしのり」のペンネームで活動する漫画家であり、漫画『ゴーマニズム宣言』の著者です。Y（被告・被控訴人）は、『脱ゴーマニズム宣言 小林よしのりの「慰安婦」問題』（本件書籍）を執筆し、Xの活動姿勢や漫画の内容を批判しました。その際、本件書籍は、Xの漫画を57カット（本件カット）採録し、そのうち、5カットについては、a) 似顔絵の両目部分に黒い目隠しを施す、b) 本件カット中の文字を丸で囲み、欄外にコメントを書き込む、c) コマの配置を変える、といった変更を加えていました。これに対し、Xは、①Yによる本件カットの採録は複製権侵害にあたる、②本件カットの改変は同一性保持権の侵害にあたる、と主張し、本件書籍の差止め及び損害賠償を請求しました。第一審判決は、Xの請求をいずれも棄却し、これに対しXは控訴しました。





本件書籍 64頁

◆判決要旨

①複製権の侵害について

- 引用（著作権法第32条第1項）とは、報道、批評、研究等の目的で他人の著作物の全部又は一部を自己の著作物中に採録するものであって、引用を含む著作物の表現形式上、自己の著作物と、引用される著作物を明瞭に区別して認識することができ（明瞭区別性）、かつ、両著作物の間に前者が主、後者が従の関係にあるもの（付従性）をいうと解するのが相当である。
- 本件書籍における本件カットの採録は、Xの漫画に対する批評を目的としている。
- 本件書籍の表現形式上、引用する側の著作物であるY論説と、引用される著作物である本件カットを、明瞭に区別して認識することができる。
- 本件書籍中における本件カットの採録は、いずれもY論説の理解を助けるものであり、他方、各本件カットがそれ自体完結した独立の読み物となるといった事情も存しないから、Y論説と本件カットの間には、Y論説が主、本件カットが従という関係が成立している。
- 漫画は、絵と文が不可分一体となった著作物であるところ、Xはそのような漫画によって自己の主張を展開しているのであるから、批評の対象を正確に示すには、文のみならず、絵についても引用する必要がある。

結論：複製権侵害を否定

②同一性保持権の侵害について

- 目隠しによる改変は、似顔絵の本人がこれを見れば不快に感じる程度に醜く描写されており、同人の名誉感情を侵害するおそれが高いため、「やむを得ないと認められる改変」（著作権法第20条第2項第4号）に該当する。
- 本件カット中の文字を丸で囲むなどの加筆は、「改変」（著作権法第20条第1項）に該当しない。
- コマの配置変更は、本件書籍のレイアウトの都合を不当に重視し、Xの表現を不当に軽視しており、「やむを得ないと認められる改変」には当たらない。

結論：コマの配置変更について同一性保持権侵害を認定。本件書籍の差止め及び慰謝料20万円の支払を命じる。

◆解説

①引用とは

著作権法は、文化的所産の公正な利用をはかる目的から、私的使用のための複製、営利を目的としない上演等、著作権者の許諾なしに無償で著作物を利用できる場合の例外諸規定を設けており、引用についても、一定の条件の下に、著作権者の許諾を得ることなく行うことができるものと定めています。

引用とは、報道、批評、研究その他の目的で、自己の著作物の中に公表された他人の著作物の一部を取り込んで利用することをいいますが、その引用は、公正な慣行に合致し、かつ引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければなりません（著作権法第32条第1項）。

②引用の具体的要件

本判決では、まず、本件書籍中の本件カットの採録は、Xの漫画に対する批評を目的としていると認められました。このように、他人の著作物を自己の著作物中に持ってくるだけの必然性が認められる目的がない限り、引用には該当しません。

次に、引用の具体的な要件として、①明瞭区別性（自己の著作物と引用される著作物とを明瞭に区別して認識できること）と②付従性（両著作物の間に自己の著作物が主、引用される著作物が従の関係にあること）を示しました。明瞭区別性が認められるためには、一般的には引用部分をカッコで括って表示する等の方法で、自己の